

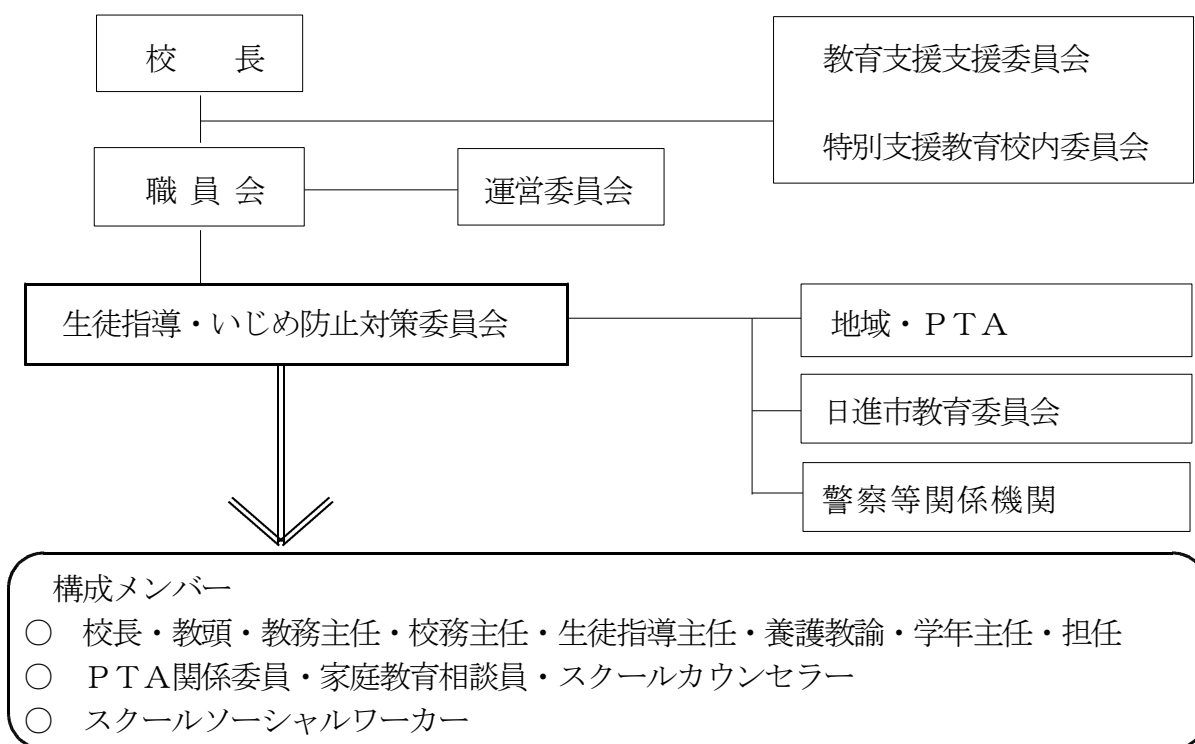
赤池小学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ防止」についての基本的な考え方

「いじめ」は、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると同時に、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる可能性があります。これらの基本的な考えを基に、学校・家庭や保護者・地域社会が連携・協力し、日頃からいじめのささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、社会全体で組織的に対応していく必要があります。

子どもたちにとって学校は、教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場なくてはなりません。そのために、子ども一人一人が大切にされているという実感をもたせるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりが必要です。一方、子どもたちの生活の基盤は家庭・地域社会にあることから、家庭を含む地域全体で子どもたちを支えていくことも必要となります。そうした中で、子どもが自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める必要があります。

2 いじめ防止対策組織



○「生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

赤池小学校では、日進市が設置した日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会（以下「推進協議会」）とその下部組織である「日進西中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「西中校区連絡協議会」）の設置を受け、校内に「赤池小学校生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「校内対策委員会」）を組織します。「校内対策委員会」では、いじめを含む生徒指導上の問題、とりわけいじめの防止を目指し、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の学校や教員が抱え込むことのないよう、組

織として対応します。

○「西中校区連絡協議会」について

日進西中学校区の小中学校におけるいじめを含む生徒指導上の問題を協議し、問題に関して対策を検討し、必要と判断した場合は、「推進協議会」へ諮ります。

○「赤池小区生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

「西中校区連絡協議会」の下に、「赤池小区生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「地区対策委員会」）を組織し、必要に応じて開催します。・・・・・・（資料1）

（1） 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「赤池小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行う。同時に、必要な改善策を検討する。

イ 「教職員」「保護者」「地域住民」への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「赤池小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を推し進める。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ 学校評価アンケートやいじめアンケート・教育相談等の結果を、随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信し、共通理解を図るとともに意識啓発を図る。

ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（学校・地域・家庭）は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた「校内対策委員会」を緊急に召集する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

3 いじめの防止等に関する取組

（1）本校の取組

- ・ 子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。
- ・ いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（学校・地域・家庭等から）は、速やかに事態を把握するために、「校内対策委員会」を開催し、対応にあたりとともに、事実関係を日進市に報告し、家庭や保護者・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たります。
- ・ 家庭や保護者・地域社会に対して、個人情報の取り扱いに十分配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

（2）家庭の取組

- ・ 家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して「いじめは許されない行為」であることを教えます。
- ・ 家庭では、子どもの表情・様子及び行動の変化に気をつけ、いじめを察知した場合は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談をします。
- ・ 家庭は、いじめを認知した又は疑いのある場合は、学校・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たります。

(3) 地域社会の取組

- ・ 地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成をします。
- ・ 地域社会は、いじめを認知した又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（学校・地域・家庭等から）は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談をします。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、「校内対策委員会」を招集し、事態の詳細の把握に努め、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

・・・・・・・・(資料1)

- (2) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 取組に対する検証・見直し

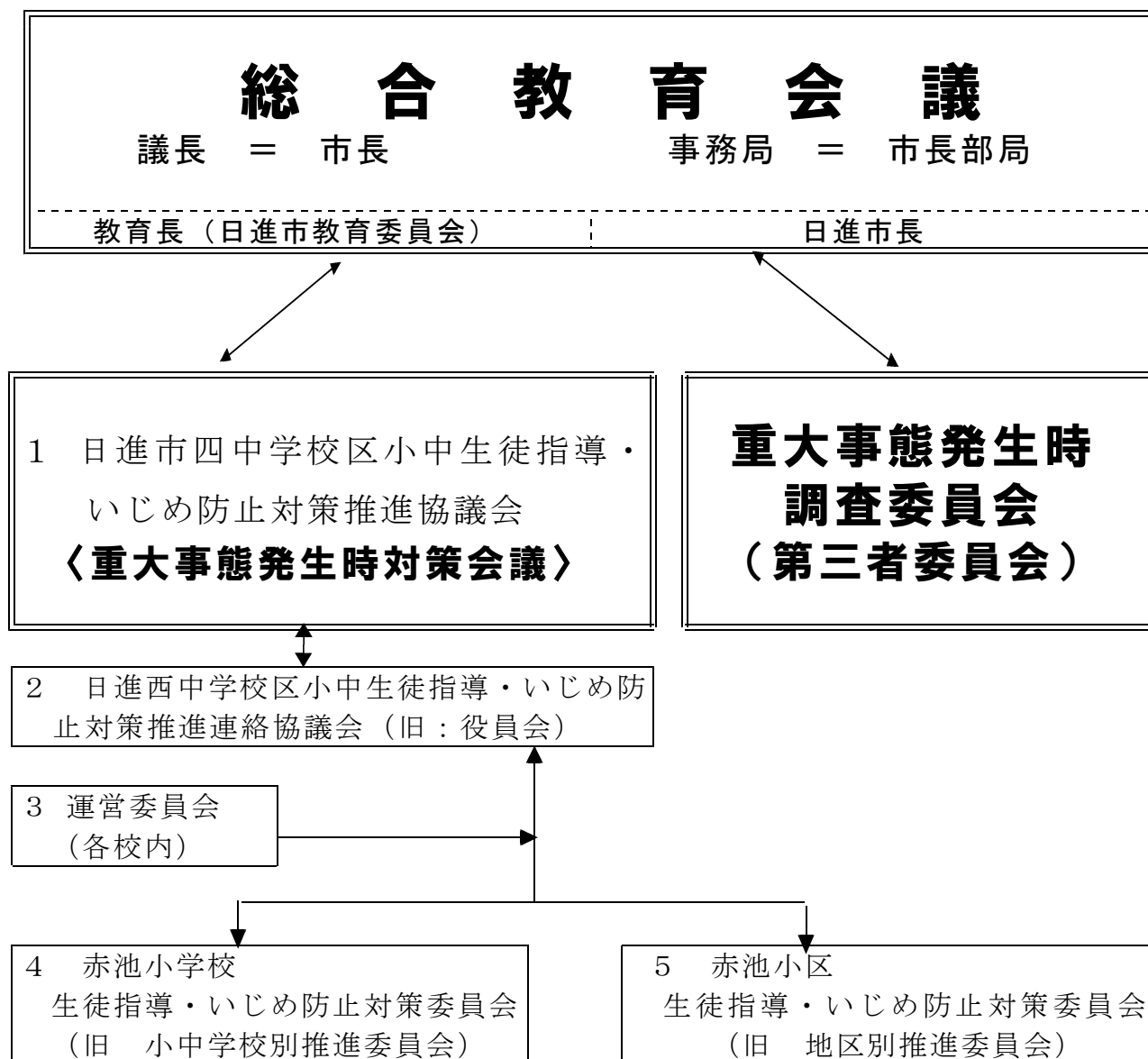
- (1) 「赤池小学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 赤池小学校では、いじめ防止に関する研修を積極的に推進し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「赤池小学校いじめ防止基本方針」は学校のホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【組織図】

(資料1)



【構成】

- 1 日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会
〈兼 重大事態発生時対策会議〉 15人以内

- (1) 教育に関する事務に従事する者
- (2) 児童生徒等の権利、発達又は心理に関し専門的な知識を有する者
- (3) 児童生徒等の福祉について実務経験を有する者
- (4) 社会福祉に関し専門的な知識を有する者
- (5) 市内小中学校長
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 日進西中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会（旧：役員会）

- ・会 長 [中学校長]
- ・副会長 [小学校長]
- ・書 記 [中学校生徒指導主事
・主幹教諭]
- ・会 計 [中学校教頭]
- ・幹 事
小学校生徒指導主任
PTA会長
(中) 地域委員長・副委員長
(小) 安全部長・地域活動部長
区長
保護司
民生児童委員
主任児童委員
家庭教育推進連絡協議会
正・副委員長
少年防犯活動推進委員代表
愛知警察署
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
市教育委員会事務局

4 赤池小学校 生徒指導・いじめ防止対策委員会

- ・校長、教頭
- ・主幹教諭
- ・生徒指導主事（主任）
- ・PTA関係委員
- ・家庭児童相談員
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

5 赤池小区 生徒指導・いじめ防止対策委員会

- ・委員長 [中学校地域委員長]
- ・副委員長
[小学校安全部長、地域活動部長]
- ・委 員
中学校幹事（PTA地域委員）
区長
主任児童委員
家庭教育推進連絡協議会委員長
少年防犯活動推進委員代表
小・中学校生徒指導主事（主任）
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
市教育委員会事務局

3 運営委員会

- ・小中学校
校長、教頭、主幹教諭、
生徒指導主事（主任）
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

○ 重大事態発生時調査委員会（第三者委員会） 5人以内

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法律について専門的な知識及び経験を有する者
- (3) 社会福祉について専門的な知識及び経験を有する者
- (4) 少年犯罪について専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 精神疾患又は発達障害に関する医療について専門的な知識及び経験を有する者